

第 32 回 公会計監査機関意見交換会議

質疑応答

オンライン配信に参加された方々から頂いた御質問につきまして、今回のテーマに合うもの、より深く掘り下げるようなものについて、各出演者に回答していただきましたので、御紹介します。

なお、オンライン配信の御発言と同様、この回答は各出演者の個人の見解・意見であり、所属する各団体等の見解・意見を述べたものではありません。

問 1 [事業計画と SDGs]

企業の事業と SDGs の関連について、例えば企業では毎年事業計画を策定しますが、後付けで、この計画は SDGs のこの項目に関連すると紐付けするのではなく、策定時にスライド p31 以降のような具体的行動を想定あるいは入れ込んで策定した方がいいのでしょうか。

また 17 項目は一体不可分というお話でしたが、全ての項目を網羅する必要があるのでしょうか。

(蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授に対する質問)

<回答>

SDGs 達成という観点で見れば、事業計画の中に具体的行動を入れ込んでいくようにしていただくことが良いと考えます。それにより初めて SDGs を事業化できるでしょう。17 目標全てについて何かを言えればいいですが、そうでない場合でも、事業ごとに 17 目標の観点からネガティブチェックを行い、できていないところを認識あるいは改善することが良いと考えます。

問 2 [SDGs 関連目標の見直し期間]

学校法人としての SDGs 目標等はどのくらいの期間で見直していくのが適切でしょうか。目指すべきゴールやターゲットは、技術の進歩や市民の意識向上により、常に遠ざかっているように感じています。

(蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授に対する質問)

<回答>

目標自体は 2030 年の目標ですが、その先は 2040 年や 2050 年というスパンで目標を考え、科学的知見や技術進歩により見直すということで良いと思います。行動計画は毎年策定するのが良いかと思います。

問 3 【SDGs に関する計画策定に当たっての検討】

SDGs は 17 分野と幅広い分野にわたるため、その計画はどうしても総花的になってしまふような印象を持っています。一方、限られたリソースを「『選択と集中』」することが今も依然として重要である分野」も多いと思われまふ。

そこで、各組織の計画策定において、単に総花的計画を屋上屋で作っただけにとどまらないよう、SDGs に係る取組に、総花と集中という一見相反するスタンスを乗り越えて価値を持たせるには、どのような要素・取組が必要とお考えでしょうか。

(蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授に対する質問)

(三村 聡 国立大学法人岡山大学 地域総合研究センター長・大学院 社会文化科学研究科 教授に対する質問)

<回答 (蟹江教授) >

お考えのことを具体的に見ないと詳しくは分かりませんが、2030 年あるいはその先の長期目標を一方で作り、行動計画はそれとは別に行動／事業ベースで 1 年程度のスパンで考えていくことが大事だと思います。行動計画では、1 目標 1 行動ではなく、1 行動が多様な目標達成に貢献するものが出てくるはずでふ。同時に、1 行動がある目標に対しては相反するものになる場合もあるので、それについても認識して改善していく、そのうえでロードマップを策定していくことが大事だと思います。

<回答 (三村教授) >

企業のマーケティングや競争戦略で使われる SWOT 分析や PPM (プロダクト・ポートフォリオ・マネジメント) 手法等を用いて、自治体経営の発想で、自らの自治体にあてはめ、『選択と集中』すべき重点施策や領域を、SDGs に照らして思考してみられては如何でしょうか。各自治体の総合計画や創生総合戦略には、自らの自治体の歴史や文化、魅力や特産品などの強みが紹介されています。さらに産業特性や地域のキーマン・リーダー (人財) などの資源を加味して SDGs を『選択と集中』してみれば、市民の腑に落ちやすい SDGs 推

進計画が立案できると思料します。

問4 [SDGsの継続性]

SDGsは、2030年がゴールとされていますが、引き続き世界が協力し、意識を揃えて取り組むべき内容が網羅されていると考えられます。名称等は変わっても、内容的に継続される見通しはありますか。

また、先生御自身は、2030年以降、SDGsはどのようにあるべきとお考えでしょうか。

(蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授に対する質問)

<回答>

SDGsが出来た事によって生まれた変化がいくつかあります。多くはポジティブな変化で、企業行動も変わっています。それらを継続するためには、2030年以降も目標設定をして行動変化を促す取組は続けていくべきだと考えます。理想的には2030年にはSDGsにある目標が達成されていて、その先の目標(例えば半減→ゼロ)が作られると良いと思います。

問5 [地方自治体におけるSDGs]

ある自治体の方から「SDGsにはお金がかかるので、財政難の自治体には無理です」と聞いたことがあります。

「SDGsにはお金がかかる」とは、例えば、環境に優しいが高級な再生材を使用することなどを想定していると思いますが、SDGsは経済、環境、社会の3側面を考慮することが原則ですし、財政基盤が弱い自治体であっても、まずは計画段階でSDGsの理念を施策に上手に取り入れ、施策の優先順位を付けて限られた予算を効果的に配分するというスタンスから始めれば良いのではと思いますが、先生の御意見をお聞かせください。

(蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授に対する質問)

<回答>

ご指摘のとおりだと思います。財政難だからこそ、今のやり方を変える必要があり、長期的に財政難を改善していくための起爆剤としてSDGsを目指すという意識を持つことが大事だと思います。例えばエネルギーを再エネに転換すれば、短期的コストはかかるかもしれませんが、官民パートナーシップで地域エネルギー会社を作り、地域で作った

再エネのリターンが市民に還元されるような仕組みをつくれば、雇用も生まれ、地域が活性化し、長期的な成長につながります。実際にそうした取組を始めている自治体も出てきています。パートナーシップを活用し、長期的な循環を考える視点が重要ではないでしょうか。

問6 [大学法人におけるSDGs]

私が所属しているのは文系大学で、執行部は「SDGs？文系の出番なんか無いよ。理系のある総合大学に任せておけばいいよ」という認識で、正面から取り組もうという姿勢がありません。個々の取組にはSDGsに関係する内容があるため、有機的に取り組むことで効率的な予算執行ができるのではないかと考えるのですが、監査（監事でも内部監査でも、どちらでも）の立場から有効な働きかけができるのかどうか、できるとお考えの場合は、具体的なアプローチ方法をご教示いただきたくお願いします。

（蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授に対する質問）

（辻 寛起 総務省 行政評価局政策評価課長に対する質問）

（藤本 貴子 日本公認会計士協会 常務理事に対する質問）

（三村 聡 国立大学法人岡山大学 地域総合研究センター長・大学院 社会文化科学研究科 教授に対する質問）

（片桐 聡 会計検査院 事務総長官房 総括審議官に対する質問）

<回答（蟹江教授）>

私自身文系で、国際政治が専門ですので、その観点から申し上げますと、文系も理系も同じようにSDGsは大事です。例えば、SDGsは規範作りがメインに見えますが、規範的アプローチと規制的アプローチの違いを考えるとというのは、法学部の課題でもあります。文系理系の区別が明確にできなくなっている中で、社会的課題解決が文系の一つの使命でもある点からも監査の力を発揮できそうに思います。

<回答（辻政策評価課長）>

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、貧困対策や教育、ジェンダー平等などを含む17の目標を定めて、社会・経済・環境の課題に統合的に取り組むこととされているものであり、自然科学、人文科学を問わず、あらゆる知識を総動員

して取り組むべき課題であると考えられます。

また、SDGs の目標は、政府による取組のみならず、企業や自治体、市民社会など全てのステークホルダーに、それぞれの役割を果たすことを求めるものとされています。まずは、こうした SDGs の考え方について、組織内で共有することが重要であると考えます。

<回答（藤本常務理事）>

まずは、SDGs について理解をし、目標達成に向けて何ができるかを考えることが、重要ではないかと思えます。組織によって組織としての目標は異なると思えますが、持続的に存続する組織であれば、組織目標は何かしら SDGs の目標と合致していることもあると思えます。組織目標に適った SDGs の取組を一層促進する、あるいは、他の SDGs の目標に貢献できると考えられる内容に着手すること、でよいのではないかと思えます。そのために予算が必要になるかも踏まえ、将来に向けた目標達成へのマイルストーンを検討するとよいと思えます。

文系・理系は関係なく、SDGs への取組は、将来に向けて組織を強くすると信じています。

<回答（三村教授）>

SDGs の取組は、まさにヒューマン・ウェル・ビーング（真の幸福）と社会的包摂を目指していますので、人文社会科学系の出番が必要ないというロジックが、どのような意味合いで言われているのか理解できません。もちろん自然科学や生命科学、医歯薬学分野が、大変に重要ですが、教育系を含め理系と文系の両輪がなければ、SDGs の目標を目指すことはできないと思料します。

<回答（片桐総括審議官）>

大学の内部監査の在り方について、コメントする立場にはありませんが、既にご説明したとおり、最高検査機関国際組織（INTOSAI）の環境検査ワーキンググループでは、「SDGs は、環境・経済・社会の三側面統合が特徴であり、SDGs について環境検査を実施するには、その経済的、社会的側面も考慮することが非常に重要」とされ、より広範なアプローチが求められています。そして、会計検査院では、SDGs のゴールを成果目標として取り組んでいる事業を検査することにより、その成果、進捗状況及び現状の問題点を明らかに

して、ゴール達成に向けての PDCA サイクルを機能させています。

こうした広範なアプローチが必要という考え方やこれに基づく取組は、大学における監査等においても参考として頂けるのではないかと考えています。

問 7 [小規模な自治体における SDGs]

小規模な自治体においては、SDGs への取組が進んでいないところも多いのではないかと思います。小規模な自治体においては、SDGs についてどのように向き合っていくのが良いのか、真備地区の復興計画に携わられた先生の御経験から何かアドバイスなどありましたらお聞かせいただけると幸いです。

(三村 聡 国立大学法人岡山大学 地域総合研究センター長・大学院 社会文化科学研究科 教授に対する質問)

<回答>

SDGs17 目標のうち、1 番目は「貧困をなくそう」3 番目は「すべての人に健康と福祉を」ですよね。このテーマは大規模自治体より小規模自治体の方が実現しやすいのではないかと思います。子育てや社会保障への支援制度は小規模自治体の方が充実して補助金額も手厚い場合が多いような気がします。17 全ての目標ではなく、各自治体の強みを活かした目標を設定して人口減少という数の問題だけに捉われず、その地域で暮らす人たちの真の幸せの実現をローカルな SDGs ルールとして住民全員が興味をもって目標を定め、市民協働で推進することが肝心ではないでしょうか。

問 8 [環境分野の検査・監査・評価における人材育成]

若手や新任の者を環境分野等の検査に従事させるに当たって、(人材育成・指導の観点から)留意されていることはありますか。

(辻 寛起 総務省 行政評価局政策評価課長に対する質問)

(藤本 貴子 日本公認会計士協会 常務理事に対する質問)

(片桐 聡 会計検査院 事務総長官房 総括審議官に対する質問)

<回答(辻政策評価課長)>

環境分野に限らず、行政評価局では国の行政全般を調査の対象とするため、行政全般の知識に通暁しておく必要があります。また、その情報は up to date な情報であり、かつ

国民の視点を踏まえておく必要があります。そのため、政府による各種方針や方向性に係る情報はもとより、新聞や雑誌等マスメディアによる情報、国民等から寄せられるご意見・ご要望等の情報に常日頃から目を向けておくことに留意しています。

また、職員の論理力や課題発見力を養うことなどを目的に、定期的に各自が行政上の課題があると考える行政テーマを取り上げ、若手職員に限らず、ベテラン職員も交えて自由闊達に議論をするといった取組を行うなどしているところです。これらの取組は、当局で来年度以降に調査するテーマを発掘するという点においても重要なものと考えています。

<回答（藤本常務理事）>

環境分野の人材育成は、公認会計士・監査法人業界においてもこれからです。監査法人には環境分野の専門家もいますので、実際の業務におけるOJTなどによる習得の機会もありますが、機会としては十分ではありません。環境分野への関与が期待されているのは、国際的にも同様であることから、監査法人では国際的なネットワークファームの協力も得て、研修プログラムやウェビナーによるナレッジの共有が頻繁に行われています。なお、環境分野に対する保証業務を行うことだけが目的ではなく、現在、実施している会計監査においても、環境分野の企業の経営戦略やビジネスモデル、リスクに与える影響は大きいことから、まずは、リスク評価に当たり、環境分野の視点も考慮されているか、会計上の見積りに適切に反映され、適切に開示されているか等、検討していくことが重要であると考えています。

<回答（片桐総括審議官）>

環境分野を含め、近年、検査対象機関の行政や業務の複雑多様化に対応して、職員の専門性向上が更に求められており、人材育成の強化はますます重要となっています。

このため、会計検査院では、採用された職員に対して、こうした複雑多様化するニーズを踏まえ、長期的視点から、計画的に様々な分野の研修を実施することにより、調査官になるまでに必要な知識・能力を習得させています。また、一定の実務経験を積んだ調査官に対しては、より高度で専門的な研修を実施しています。さらに、職員を国内外の大学院等に派遣したり、他の機関で幅広い経験を積ませたりしています。このように、複雑多様化する検査上のニーズに応えるべく、専門的な知識を有する人材の確保・育成に努めています。

ます。

問9 [環境分野に関する行政評価局調査]

環境分野に関する行政評価局調査を行う上での課題として、環境分野における政策体系や政策目標が明確になっていないことが多く評価の物差しが曖昧になりがちであることをあげられていましたが、他の分野の政策体系とはどのような開きが見られるのでしょうか。

(辻 寛起 総務省 行政評価局政策評価課長に対する質問)

<回答>

例えば生命身体に関わるような問題であれば、生命身体の安全確保が最も優先すべき課題であることは明らかであり、事故の発生防止など、やらなければならないことがはっきりしますが、環境分野においては、例えば小型家電のリサイクルについて、人の生命や財産などに直接的に被害が生じるような事案ではない中で、どれだけのコストや負担をかけて対策を講じるのか、どこまでの水準をゴールにするのかは、一概に判断することができず、政策のゴールを明確にすることが難しいといった事情があると考えています。

問10 [行政評価局調査の選定過程]

定量的な目標が設定しにくい中での行政評価局調査において、全体ではなく個別に見る方法もあるとのことですが、例として、外来種全体ではなく、個別にアライグマなどに限定したとのことでしたが、選定理由・過程を教えてくださいませんか。どのような点が明らかになると調査が行いやすいのでしょうか。

(辻 寛起 総務省 行政評価局政策評価課長に対する質問)

<回答>

外来種対策の政策評価では、例えば定着していないものは水際対策、定着しているものは防除、産業で重要であるものは利用において逸出等の防止のための適切な管理など、個々の生物種ごとに講じられる対策が異なり、全体として定量的な目標を設定して行うような手法が取りにくいいため、これらの代表例を選び評価を行ったものです。

このうち、アライグマについては、国内で定着し、生態系等への被害のおそれがあるため、国、地方公共団体等が防除、逸出防止等のための普及啓発など総合的な対策が必要な

外来種として選んだものです。このように個別に選ぶと、防除等の取組の現状、当該特定外来生物が制御され又は根絶されているか、当該特定外来生物により被害を受けた生態系や農林水産業が回復しているかといった効果について、より具体的に検証・評価を行うことができ、実効的な対策を提示することができるといったメリットがあるものと考えています。

問 11 [従来の環境会計の意義と SDGs の会計監査]

従来の環境会計の意義と、SDGs の会計監査の違いは何でしょうか。

(三村 聡 国立大学法人岡山大学 地域総合研究センター長・大学院 社会文化科学研究科 教授に対する質問)

<回答>

従来の環境会計は、企業の社会的責任としての環境対策へのコスト面からみた効果指標に重きが置かれていると思料します。一方で、SDGs の会計監査では、ESG 及び PRI 原則に基づく、コストだけではなく機会（チャンス）面を評価した会計監査が求められている点が違いでないかと思料します。

問 12 [内部統制との連携、役割分担による監査の効率化]

最後に課題として「内部統制との連携、役割分担による監査の効率化」を挙げておられました。本学でも同様な課題を抱えており、何か今後の方策として考えておられる事がありましたら、ご教示いただければ幸いです。

スライド p41 にあった「(1) 内部統制との連携、役割分担による監査の効率化」について、もう少し詳しく、特に役割分担についてご説明いただけないでしょうか。

(森 裕 静岡県 代表監査委員に対する質問)

<回答>

県庁の各部局の課等における内部統制の取組状況を監査委員事務局職員による予備監査時に確認するとともに、内部統制評価報告書の審査を通じて内部統制の有効性を確認しています。

今後、内部統制が有効に機能していると判断される場合は、内部統制との役割分担を進め、監査においては、合規制監査は出納局等が行う検査結果等を活用し段階的に減少さ

せ、3E 監査の拡充を図るなど内部統制では確認困難な分野に監査資源を投入し、監査の専門性、有効性を高めていく考えです。

問 13 [監査事務局と執行部局との連携]

限られた監査リソースを必要な監査に選択投入するためには、基礎的な記載漏れ等の発見は執行部局の結果を参照するなど、お互いの取組をよく把握し、重複した取組を避ける必要があるように思います。

その観点から、プログラム p64 (スライド p14) の令和 2 年度以降の体制に関し、経営管理部や出納局等の執行部局との意見交換・連携をどのように行っているか御教示ください。

(森 裕 静岡県 代表監査委員に対する質問)

<回答>

令和 2 年度には、内部統制評価報告書の概要や重大な不備の考え方等について、監査委員と内部統制推進部局、評価部局と意見交換を 2 回行いました。

今年度審査した令和 2 年度内部統制評価報告書には重大な不備が 2 件発生しており、内部統制が有効に機能していないと評価されました。一方、同報告書が評価対象とした不備と監査結果案件との間に一部差違があったことから、内部統制評価報告書審査意見書に内部統制の有効性向上、早期の充実強化を促す趣旨で改善が必要と判断される事項を追加意見として発出しました。

今後も、定期的に監査委員と内部統制推進部局、評価部局との意見交換を重ね、また、評価報告書の審査を適切に行い、内部統制が有効に機能し、役割分担が進んでいくよう引き続き連携していく考えです。

問 14 [オープンデータの整理統合による公会計システムの DX 化]

プログラム p97 上のスライド (SDGs を念頭に置いた～公会計の将来像) にて言及がある「オープンデータの整理統合による公会計システムの DX 化」について、今後どのようなデータがオープンデータ化されていくことが望ましいとお考えでしょうか。

(三村 聡 国立大学法人岡山大学 地域総合研究センター長・大学院 社会文化科学研究科 教授に対する質問)

<回答>

自治体の転入転出データは、なぜ転入、転出するのか、その理由をデータの裏付けを以て分析、人口政策展開への仮説を立て検証を実施している自治体は少ないのが現状です。先進自治体では、公共交通を必要とする層がバス停から何メートル以内にどれだけいるか、激甚災害発生時に自助、共助でも避難できない公助を必要とする要援助者が町丁目別にどれだけいるか、空き家の地図情報と公示価格・路線価、町丁目ごとの子供数の将来シミュレーションと幼保、小中学生数に合せた予算計画等々、こうしたテーマごとのデータを整理統合化して総合的に分析、創生総合戦略の具体政策をデータの裏付けに基づき立案、予算化を図り、自治体の財務戦略と投下効果をオープンデータに基づくプラットフォームのDX化により管理する流れが望ましいと思料しています。

問 15 [SDGs と地域計画]

スライド p7 において、「倉敷市第七次総合計画の例と SDGs で政策の連携と統合化」との説明がありましたが、SDGs の考え方を取り入れて地域の計画を描くことでどのようなメリットがありますか。

(三村 聡 国立大学法人岡山大学 地域総合研究センター長・大学院 社会文化科学研究科 教授に対する質問)

<回答>

SDGs は国連で決議された世界共通の目標ですので、子供たちが幼いころから地域での暮らしをグローバルな視座で考え、行動する習慣を育むことは大切です。また、倉敷には水島コンビナートはじめ中小企業も多数あり、企業は ESG 投資の加速化対応に腐心しています。自治体の産業振興・商工活性化推進の観点からも SDGs を産官学金労言士の共通言語として、地域創生戦略の目標として同じ土俵で議論を進めることは有効であると思料します。

問 16 [過疎地域への税の投入について]

SDGs を念頭に置いた地域創生のお話がありましたが、少子高齢化が進み、税負担が増える現在、コンパクトシティの話をよく耳にします。過疎化が進んでいる地域には、どの程度税を投入していくのが正しいのか悩ましいところだと思われますが、その点につき

ましてどのようにお考えでしょうか。

(三村 聡 国立大学法人岡山大学 地域総合研究センター長・大学院 社会文化科学研究科 教授に対する質問)

<回答>

少子高齢化が進む中では、公共施設マネジメントにより、公共施設の見直しが重要です。まず既存インフラの維持管理費への負担を軽減して、人口ビジョンに沿った将来の少子化に合わせた縮小均衡の考え方で財の投入方針を決定することが大切だと思料します。そのうえで必要なインフラへの新規投資や維持管理費への税投下を市民の合意形成に基づき、自助、共助の思考で実施する流れを醸成することが肝要であると思料します。

問 17 [コロナ禍における検査・監査・評価]

本テーマと多少離れる面もありますが、現在のコロナ禍で対象機関を実地に訪問しての検査・監査・評価を従前より制限せざるを得ない中、どのような工夫をされておりますでしょうか。

(辻 寛起 総務省 行政評価局政策評価課長に対する質問)

(森 裕 静岡県 代表監査委員に対する質問)

(藤本 貴子 日本公認会計士協会 常務理事に対する質問)

(片桐 聡 会計検査院 事務総長官房 総括審議官に対する質問)

<回答(辻政策評価課長)>

総務省行政評価局による調査では、コロナ対応に関わる国や地方公共団体だけでなく、それら以外の調査対象においても、感染対策の観点から、可能な場合については、オンライン調査や書面調査を活用してきたところです。今後は、これまでの経験も活かし、感染対策を行いつつ、さらに効率的・効果的な調査を実施してまいりたいと考えています。

<回答(森代表監査委員)>

静岡県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、①監査委員による実地での監査の一部をオンラインや書面方式(監査委員事務局職員が作成した調査報告書への決裁)へ変更、②職員による予備監査の一部をオンラインや郵送による書面のみで実施、③臨場による予備監査の場合は会場を個室とし監査対象機関職員の立会を求めない等の対応を

行っています。

<回答（藤本常務理事）>

会計監査では、コロナ禍により、被監査会社への往査が難しい状況となりましたが、監査手続を省略することはできません。通常の往査では、経営者等とのディスカッション、帳簿及び証憑類の閲覧・検討、工場・事業所や子会社等への往査・棚卸立会等が行われますが、経営者等とのディスカッションはリモート会議に変更し、また、帳簿及び証憑類の閲覧のためには、時間と往査メンバーを限定して往査し、限られた時間の中で閲覧するか、PDF等による書類授受へと切り替えました。工場・事業所や子会社等への往査は、リモート会議への変更やPDF等による書類授受に変更、また、代替が難しい棚卸立会については、移動制限を考慮し、工場や子会社に近い場所にある、海外及び国内事務所のメンバーの協力を得て、手続を実施しました。また、往査の際には、できる限りメンバーを限定し、リモートと対面の併用により会議を行うなど、感染リスクを最小限に抑える工夫も行いました。

<回答（片桐総括審議官）>

新型コロナウイルス感染症対策のため、会計検査院では、緊急事態宣言が発出された期間においては、全ての会計実地検査を中止しました。また、その他の期間における実地検査の検討や実施に当たっては、検査対象機関における出勤抑制や感染症対策、経済対策等の業務への配慮を行い、検査対象機関との調整が整った場合に限り実施しました。

そして、会計実地検査を中止し又は一部限定した場合、これに代替し又は補完する手段として、計算証明規則に基づき提出された書面を検査したり、検査対象機関から必要な資料を取り寄せたりして、在庁での検査を効率的、効果的に行うよう努めています。さらに、検査対象機関の意向や状況を十分に踏まえた上で、Web会議システムを使用して必要な説明を受けるなど、新たな検査手法による検査も開始しています。

問 18 [リモート監査]

日本公認会計士協会で行われているアクションプランの中で、取組として、「リモート環境下における企業の業務及び決算・監査上の対応」が掲げられており、今後、恒久的な取組を実務指針等に含めるための改正が行われるとされていますが、先生は、リモー

ト監査は、今後のウィズコロナ、アフターコロナの時代において定着するとお考えでしょうか。

また、今後のニューノーマルの環境下で、リモート監査と従来の監査方法とはどのような棲み分けがなされるとお考えでしょうか。

(藤本 貴子 日本公認会計士協会 常務理事に対する質問)

<回答>

コロナ禍においては、リモート環境下において会計監査を実施せざるを得ない状況となりましたが、コロナはこれまでの働き方を見直す機会にもなっており、今後も被監査会社である企業や会計監査を行う監査法人の働き方もリモート環境が一定程度継続していくのではないかと考えています。したがって、リモート監査は今後のウィズコロナ、アフターコロナの時代においても、定着、あるいは、従来の対面による方法と併用しながら、柔軟に対応することになるのではないかと考えています。

なお、会計監査において、リモート環境下であっても実施すべき監査手続が変わるものではありません。必要となる監査証憑の証拠力の程度の高い内容や、実地棚卸立会や実査、視察といった現場を確認する手続については、現地に往査して監査手続を実施することが必要と考えられます。他方、従来だと、一定期間、監査チームメンバー全員が企業に往査していましたが、往査する時間やメンバーを限定することにより、企業及び監査人双方にとり、効率的・効果的に監査手続が実施できるのであれば、リモート環境下で監査手続を実施することが望ましいものと考えられます。企業及び監査人にとって、職場環境が異なることから、より望ましい方法をそれぞれで検討することが必要と考えられます。

問 19 [真備地区の復興計画策定について]

SDGs の話とは少し逸れますが、実際に真備地区の復興計画策定に携わられた御経験から、どのような苦労があったかなど、他の自治体へも参考となりそうなお話等ありましたら、お聞かせいただくと幸いです。

(三村 聡 国立大学法人岡山大学 地域総合研究センター長・大学院 社会文化科学研究科 教授に対する質問)

<回答>

テーマが異なるため、下記「倉敷市真備地区復興計画」をご参照ください。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/secure/122026/R3fukkoukeikaku.pdf>